

令和 6 年 第 2 回 臨時 会

松 崎 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 3 月 2 9 日 開 会

令和 6 年 3 月 2 9 日 閉 会

松 崎 町 議 会

令和6年松崎町議会第2回臨時会会議録目次

◎第1号（3月29日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○開会の宣告	2
○開議の宣告	2
○議事日程の報告	2
○会議録署名議員の指名について	2
○会期の決定について	2
○議案第41号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3
○閉会の宣告	13
○署名議員	14

令和6年第2回松崎町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和6年3月29日（金）午前9時開会

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 議案第41号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員（8名）

1番	藤井昭一君	2番	菜野良枝君
3番	高橋良延君	5番	田中道源君
6番	小林克己君	7番	高柳孝博君
8番	藤井要君	9番	深澤守君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	深澤準弥君	副町長	木村仁君
教育長	平馬誠二君	総務課長 兼防災監	齋藤聡君
教育委員会 事務局長	松本利之君	総務係 課長	山田太一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大場千徳	書記	飯田聖
--------	------	----	-----

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（深澤守君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、令和6年松崎町議会第2回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（深澤守君） 直ちに本日の会議を開きます。

申し合わせにより、議場内で上着を取ることを許します。

撮影について申し出がありましたので許可いたします。

◎議事日程の報告

○議長（深澤守君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりであります。

日程に入ります前に、傍聴の傍聴人の皆様をお願いいたします。会議中は静粛をお願いいたします。また、議場における言論に対し、拍手などによる可否を表明することはできません。その他、議事進行に支障となる声があった場合は、退席をお願いする場合がありますのでご承知ください。

以上、傍聴人の皆様のご協力をお願い申し上げます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（深澤守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番、菜野良枝君。3番、高橋良延君。補欠、5番、田中道源君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（深澤守君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤守君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。

◎議案第41号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（深澤守君） 日程第3、議案第41号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第41号、松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤守君） 総務課長。

○総務課長（齋藤聡君） それでは、議案第41号、松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正の趣旨ですが、現在、一部、会計年度任用職員など、正規職員でないものが長を勤めている施設について、正規職員を施設の長として任命することで、責任の所在を明確にし、利用しやすく、働きやすい環境を実現することを目的とするものです。

具体的に申しますと、松崎幼稚園の園長は、これまで臨時職員や会計年度任用職員として、学校の元教諭や幼稚園を定年退職した職員が担当していました。しかし、これまでも園長として責任あるもの、責任ある職に就く者が、正規の職員でなく、会計年度任用職員でよいのかという議論がありました。このことから、園長に職員を充て、正規の職員が園を運営する体制を整えるために、今回、条例改正案を上程するに至りました。

新旧対照表をご覧ください。今回改正するのは、5級、一般事務職では、課長補佐クラスにあたる役職の部分になります。現在、松崎幼稚園での常勤の教諭で、最も高い役職は、4級の主任教諭となり、一般事務職ですと、係長クラスとなります。今回の改正案では、5級に参事と幼稚園の園長や、現在は健康福祉課長が兼務している児童館などの館長、それと、困難な業務を行う主任教諭を新たに加えます。

なお、現在、地方創生人材支援制度により、民間から派遣されている参事2名は、当町から

給与を支給をしていないことから、条例改正を行う必要はありませんが、今後の展開を踏まえ、今回の条例改正に合わせて追加をさせていただくものです。現在の運用では、運用で参事は役職名に関する規則の中にすでに明記されておりますことを補足いたします。なおこの条例は、令和6年4月1日から施行します。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（深澤守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

菜野君。

○2番（菜野良枝君） 1つだけお伺いします。現在の園長先生の勤務状況をお知らせください。

○議長（深澤守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） はい。現在の園長ですが、毎日朝から夕方までというところで、幼稚園の方で勤務をしております。

○議長（深澤守君） 小林君。

○6番（小林克己君） 今回責任を明確にするために、このような条例が議案として上がってきております。例年、いつもこの役場の職員の職員体制の図表っていうんですか、それを作られております。今年も、これをもとに、そのような表は作られていくという考えでよろしいでしょうか。

○議長（深澤守君） 総務課長。

○総務課長（齋藤聡君） はい。毎年職員の配置表を作成をさせていただいております。今議員おっしゃられる通り、今年度も職員の配置表は作成をしていく予定でおりますが、ちょっと中身につきましては、もうちょっと検討する項目もありますので、表示方法については、ちょっと検討させていただきたいなというふうには考えております。

○議長（深澤守君） 小林君。

○6番（小林克己君） 何か課題があるっていうことなんでしょうけども。それは、今ちょっと聞くことができないっていう認識でいいんでしょうか。

○議長（深澤守君） 総務課長。

○総務課長（齋藤聡君） はい。最近ちょっとニュースあたりでも話題にはなっておりますが、カスタマーハラスメントの関係もございまして、職員のお名前をそこに出すのかどうかというようなことをちょっと今、現在検討しておりますので、その関係を少し内部で検討させていただいて、組織表を作っていきたいというふうには考えております。

○議長（深澤守君） 小林君。

○6番（小林克己君） この議案とはちょっと話が変わるかもしれませんが、今着けているこの名札みたいな、これに関しても、フルネームではなく、そういうような対応も進んでいくっていう、顔付きの写真ではなくっていうような、イメージの話でしょうか。

○議長（深澤守君） 総務課長。

○総務課長（齋藤聡君） はい。議員おっしゃられる通り、今現在、一般の民間企業の方でも、名字だけですか、写真を載せないというようなことになっている業者があるようなことを聞いております。その表示方法につきまして、今現在、総務課内で検討しているというような状況となります。ただ、しかし、やはりちょっと身分証明は必要になりますので、改めてまた身分証明証は別途作成をするつもりで今考えております。

○議長（深澤守君） 小林君。

○6番（小林克己君） 最後にします。確認ですけれども、何らかの方法で、例年とは違いますけれども、その職員の体制がわかるような表が作られて、確認ができるようなものが得られることを作る方向でいるっていうことでよろしいですね。

○議長（深澤守君） 総務課長。

○総務課長（齋藤聡君） はい。組織の表は作らせていただいて、また皆様に周知できればなどというふうに思っております。

○議長（深澤守君） 他に質疑はありませんか。

藤井君。

○8番（藤井要君） 他の議員さんがいないようですので、質問させていただきますけれども。今度ですね、この5級の中にいろいろ参事さんはじめ、課長補佐からずっと入ってきてるわけですが、これ職務権限表、先ほどちょっと若干ダブる意味もありますけれども、職務権限表を作ってるわけですね、今度は参事さんということで出てるわけですがけれども、普通一般のところで行くと、何か参事と聞くとですね、社長がいて、例えばうちの場合ですと、町長を置いて、そして副町長がいて、そして参事とか参与とか、いろいろあるわけですがけれども、そういう職務権限表のみたいなんかはないですか。何か、ここでいくとこの参事は、先ほど総務課長からの説明の中でわかりましたけれども、名前に言って、何か権限表の関係、5級ですかこれだと、そういう例えば防災なんかになったときもそうですけれども、職務権限、ちゃんとこれ明記されているのか。

それから、主幹、園長もそうですけれども、これ館長及び困難な業務ということで、館長ということになりますと、例えばこれからの問題も発生すると思うんですけれども、例えば長八美術館の館長、これは今ではですね振興公社がやってますけれども、独立していくか、だんだんそういうふうになったときにやるのか、まつぎ荘も然りですけれども、独自にですね、今振

興公社以外に外れたときには、こういう格好でやっていくのか、そういうときにやっぱり今からというか、曖昧でただ、その時その時に名前をくっつけるということではなくてですね、ある程度の職務権限表みたいな、そういうことを書いた表がなければ、おかしいと思うんですけども。この参事さんなんかに対しても、そういう職務権限表みたいのがあるんですか。

○議長（深澤守君） 総務課長。

○総務課長（齋藤聡君） はい。職務権限表につきましては、給与条例の3表にございまして、その中に、1級はどのような職務というようなことで明記をされております。

○議長（深澤守君） 藤井君。

○8番（藤井要君） そうですね、雨で、時間もこれだけということで、今言ったところですね、ちょっと発表していただけますか。とりあえず参事さんと園長さんあたりで、館長でもそこから辺でいいですけども、発表してもらえますか、これ。

○議長（深澤守君） 総務課長。

○総務課長（齋藤聡君） はい。よろしいでしょうか。1級につきましては、主事補、主事、技師補、技師、助教諭、教諭、司書補、司書、保健師及び管理栄養士の職につくもの。2級につきましては、主任主事、主任技師、主任保健師及び主任管理栄養士の職、それと相当の知識及び経験を必要とする業務を行う教諭及び司書の職務。3級ですが、主任主査の職務、高度の知識または経験を必要とする業務を行う主任技師、主任保健師、主任管理栄養士、教諭及び司書の職務。4級は、係長、主任教諭、室長及び所長の職務。5級は、課長補佐、事務局長補佐及び主幹の業務。6級は、課長、事務局長及び会計管理者の職務というふうになっております。

○議長（深澤守君） 藤井君。

○8番（藤井要君） それは今なかったかが。ところが、新たに参事さんでやりますけども、参事さんがこれで新たに入るということですよ。その参事さんの今言った、今度は職務権限っていうか、そういうのを追加していかなければならないということでもありますよね。この参事さんの役割つつうのは、どのような役割なんですか。

○議長（深澤守君） 総務課長。

○総務課長（齋藤聡君） 参事でこれにつきましては、課長の補佐をするというようなことがメインになってくるものと思われまして。

○議長（深澤守君） 藤井君。

○8番（藤井要君） あれ、これ、その隣に課長補佐という書いてあるけれども、参事もあるんじゃない、参事さんを新たに付けなくても、課長補佐でもよかったということになりはしませんか。じゃもう一度。参事さんの役割を先ほど、新たに名前出せば電通さんとかっていうことになろうかと思いますが、そういう人たちが、また今度も来る、そういう人たちのために参事ということをしていうか、職責を設けるということだと私は感じますけれども、そして今の課

長の答弁の中で、仕事は何だっつたら、課長補佐というようなことを言ったわけですがけれども、それではあえて作らなくてもいいじゃないかと、いうことだっつたりうると思うんですけども、その点に対してどうお考えなのか。これ、副町長でもいいですよ、うん。

○議長（深澤守君） 副町長。

○副町長（木村仁君） そうですね。一般的な行政のこちらの役場の組織で言った場合に、町長、副町長で課長で課長補佐、係長とそのラインというんですか、いわゆるカタカナになりますけれども、そういった中で決裁権というものがある中で、参事も確か課長を補佐する業務であるんですけども、直接的にそのラインからは若干外れた。例えば特命の業務であったりする場合に、かかる決裁権の関係の中で、ちょっとなんですかね、独立してっついうわけでもないんですけども、それなりの事業業務なんかを扱う場合には、参事ということで、ちょっと課長補佐というライン上っついうかね、とは別に組織上の中で置くというような位置付けで考えております。そういう、例えばここでいう主幹なんかもそういう意味では同じような形で係長ではないんですけども、その同等と、級は上なのであれですけども、特定の何か業務等があれば、助言なりを、指導なりをしていくような立場になってくるんだと思います。

○議長（深澤守君） 藤井君。

○8番（藤井要君） 手を挙げる人がいないから、すいません、引き続いてやらしてもらいますけれども。わかりました。ラインからちょっと権限からは外れてるよということになるわけですけども、この園長とか館長、先ほど私言いましたけれども、例えば、新たに責任を持たせるという、責任を持たせるっついうか持つてもらわなければならない職であるということ、これわかります。そして、そういうふうになったときには、これ将来的に、今回4月1日からということでございますから、先ほどの他の議員から今のどうなっているんだと、例えば園長さん名前出しちゃうと、園長さんで、今はアルバイト的とか、そんなようなことをやって、職責としては、責任ある、今の現状と同じような、5級等ですね、責任を持たされてやっているのじゃないかと思えますけれども、それは理解しますけれども。これは4月1日ですから、もう3月1日、4月1日にもう、例えば今アルバイトと、アルバイトじゃありませんよね。そういう権限がない中で、4月1日になると、これ辞令を発布するんですか。その点はどうなんですか。そうするとですね、今日は29日、明日、明後日休みです。4月の1日にやる。あれなんか1日で何のために、つうか、裏があるのじゃないかなっつてね、昔の町長もう野球が好きですから、江川さんの空白の1日みたいなにはなれないかと、私はそんな前、今笑いながら言ってますけれども。その点はどうなんですか4月1日の朝になりましたら、辞令発布して、そして、今までののが変わりましたよ、なんていうことになるわけですか。その点はどうなんですか。議長。町長が辞令に判子を押すんでしょうから。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 園長の権限、実は、こっちはじゃないんですけども、教育長さんですけど、一応自分も当然責任者ですので、そういう意味でちょっと説明させてもらいますけども、今までの園長っていうのが、会計年度でもあり臨時職員ということで、さかのぼると、園、学校の校長とかが退職した後に、園とあと児童館の館長も兼ねてた時代があります。そのときにはもう本当に週に何回か何時間かというようなことで、本当に臨時の臨時みたいなところで、一応責任的な代表的な意味合いを持たしてきていたところなんです。ただ、ここ数年は会計年度任用職員として、ほぼフルタイムで、幼稚園の方を中心的に見ていただいてきた経緯がございます。その中で周りを見渡すと、賀茂地域でも現職正規職員が園長になってるケースがほとんどでしたので、そういった意味では、町の子育ての環境の中で、子育て支援という環境の中では、やはりしっかりと責任と権限を持たせて、子育て、幼稚園教諭としての業務を遂行していただくのがいいんじゃないかというようなことで、役場内部の中でももちろん、執行部局である教育委員会の方にも、教育長とも、総合教育会議というのもございますので、そういった中では行政と教育委員会が連携をして、そういった形で松崎町としての子育てをどう進めていくかという中で判断したものでございます。

○8番（藤井要君） 4月1日からアップするのか。

○町長（深澤準弥君） 当然、内示の方も発表している中で、それ以前に調整をしているので、基本的にはもう本人たちも内示して済んでおります。ですので4月1日からの何でしたっけ。辞令交付をさせていただきます。

○議長（深澤守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） はい。すいません。前に説明を受けていたので、いいかなと思ったんですが、今の説明を聞きまして、それぞれの定員っていうんですかね。それぞれがどういう人員でいくのか、もう4月からですので、人員をもう決められてるものですが、それぞれに定員があるのかどうか、まず一点、何人でも出せるのか、当然給料とか何か変わってきますので、予算の方が変わってくると思うんですが、そのあたりはどのように考えられてるのでしょうか。

○議長（深澤守君） 総務課長。

○総務課長（齋藤聡君） すいません。多分定数条例の関係になってくると思います。すいません。ちょっと今手元に資料がございませんので、また改めてご報告できればと思います。

○議長（深澤守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 定数条例のときは、議会か何かにかかってくるのでしょうか。

○議長（深澤守君） 総務課長。

○総務課長（齋藤聡君） はい。定数条例は議会の中に提案させていただいております。

○議長（深澤守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） できれば、これを改正させるときに一緒に上げていただければ、この人

数ならOKや、これじゃちょっとこんなに多いならノーだよっていうのはあると思いますので、していただきかったと思います。中身的には、そんなに齟齬はないと思いますので。

○議長（深澤守君） 総務課長。

○総務課長（齋藤聡君） 定数につきましては、以前は当町は幼稚園が4園ございました。ですからそのときの先生方の人数が、多分マックスになってると思います。今現在それを引き継いでいると思いますので、定数については、上限を定めているというようなことになりますので、定員割れすると、定員オーバーするというようなことは、まず有り得ないのかなというふうには考えております。

○議長（深澤守君） 藤井君。

○8番（藤井要君） 基本的にはですね、私も反対するわけでもございませんけれども、ただですね、先ほど町長に言いましたように、空白の1日みたいなことをやったりとかですね、これでもう3月のときだってできたわけですね。定例会なんかでも。ちゃんと発表できたわけじゃないですか、その前にもやってるわけですし、なぜ、こういうところに1日、ねということになったのかとか、そういうところをですね、やっぱり議員の方々にも説明をする当局は責任があると思うんですけれども、そして、定数の関係も、昔はですね、幼稚園の子供たちもたくさんいました。どんどんどんどん少なくなってきた中で、職員の数っていうのは、書いてないよということでマックスは書いてないということでもございますけれども、やっぱり先ほど高柳議員からも言いましたように、そういうのもですね、併せて出さなければおかしいと思うんですよ。だって、今回ですねこういうことでやってるわけじゃないですか。職員給与の関係とか、級の関係が変更になってるよと。それが今日、可決したとして、そして、定数の関係はまた後で、とか、やっぱそういうことも一緒に考えた中で提出すべきじゃないかと思っておりますけれども。これも副町長どうでしょうかね。わかる。

○議長（深澤守君） 先に副町長。

○副町長（木村仁君） 今回のこの条例の上程につきましては、もともと何度も繰り返しになりますけれども、会計年度任用職員として雇用され、採用されていた館長が、会計年度任用職員の方には館長で園長として、すいません失礼いたしました。園長として給与、この給与表に載っていたんですけども、正職員の方には、園長がどの給料を払うべきかっていうところが記載がなかったの、それをあくまで入れるっていうことになりますので、何か特別に、今回、園長につきましては、現在の主任教諭の先生がなられるということで、そういう意味では同じなんですけど、同じ幼稚園に勤務されてる方が園長ということで、今度は4級から5級の給料を正職員として支払うという手続きをするということで、それについては、その内示の方は先に行ってしまうんですけども、条例の方をやはり改正しないと、園長とこの正職員の記載が無いとお支払いできないということで、間際になってしまったんですけども、今回条例を上程さ

せていただいたというふうな、そんな手続き的なそう意味では、ちょっとこちらも前後してしまつて本来、本来は、おっしゃる通り定例会のときにきちんとお話ができればよかつたんだと思いますので、そういうところは、これ申し訳なかつたことだとは思つてはおります。

○議長（深澤守君） 藤井君。

○8番（藤井要君） あまりしつこくやりませんが、先ほど言ったように、やることはわかりません。

もう1点最後に聞きますけれども、あとこれ館長及びということで、この前の説明会ですと、児童館とか、そういうことを想定してるといふことでございましたけども、先ほど言ったように、これからどうなるかわからないという関係もありますよね。振興公社の関係だつてどうなるかわからない。そういうことに対して、やっぱりですね、業務の範囲といふことをある程度明確にしていかないと、ただこれ館長ですから、どこの館長になるわけですかと。名前が館長といふところがついてるは、あれですけども、普通大体わかつてくるんですけども、先ほど言ったように、まつぎ荘ね、そういうとこだつてありますし、美術館は館があるから館長かと。じゃ依田邸は、とか、そういういろいろ分かれてくる場合もあると思うもので、もう少しですね、今度を載せるときには、そういう細かくつつうか、ある程度想定しながら作つてもらえばありがたいなと思つますけれども、その点に対して答弁の方よろしく願ひいたします。

○議長（深澤守君） 誰がやりますか。

○8番（藤井要君） 副町長やりますか。

○町長（深澤準弥君） ここに挙げさせていただいた条例につきましては、あくまでも役場の職員の職名という形になりますので、その括りの中での判断になりますので、先ほど議員おっしゃられるように、長八美術館の館長つてことは有り得ない状況ですので、あくまでも町の方の職員の役職という形で判断していただければと思ひます。

○議長（深澤守君） 藤井君。

○8番（藤井要君） 最後の最後にします。今町長が、これ職、役場の職員といふことでしたので、今まででしたか、まつぎ荘だつたつたつて、役場の職員つつうか、役場の中の振興公社じゃなかつた時代があるわけじゃないですか、今はそうですけども、そういうときにですね、役場の方から出向してる。ただ、私が言ったのは、これからも想定そういうことも想定できるじゃないですかと。美術館の方でももちろん、役場の職員が館長として出向する。そういうことをある意味で言ったんですけども、ちょっと私の想定してた考えと、町長の考えと、あくまでも、役場の職員だといふ、役場の職員が長八美術館の館長になる。これはおかしい話じゃないわけじゃないですか。

○議長（深澤守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 基本的には、さっき藤井議員がおっしゃる出向といふ話になります。今、

振興公社を作った経緯というのがありまして、振興公社のないときは、松崎町の職員がもう直営でまつぎ荘をやっていた経緯があるので、そこで自分たちも行っていた異動先として、行っていた話です。今はもう振興公社ができておりますので、振興公社は振興公社で、松崎町役場は松崎町役場で形での職務になりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（深澤守君） 他に質疑はありませんか。

高橋君。

○3番（高橋良延君） 新旧対照表で、今回5級で、全協のときには、先ほど藤井議員がちょっと質問しましたが、参事という項目はなかったなと思いました。ここで5級に参事ということで、先ほどちょっとこれも確認ですけれども、副町長が参事、ここに置いた意味合いは特命的なことをやってもらうというような中で、参事ということ(position)を位置付けたということですが、例えば私ちょっと確認したいのは、今、町職員が定年延長で、60歳で役職定年になりますね。そうすると、今まで管理職の方はどこかへ行くと、そういう役職定年の職員を受け入れるための、この参事という意味合いもあるのかどうか、ちょっと確認します。

○議長（深澤守君） 副町長。

○副町長（木村仁君） そうですね。議員おっしゃる通り、基本的には今回、事務局なので、事務局長補佐という形で就任していただいておりますけれども、予定になっておりますけれども、例えば課長補佐。ライン上の中の権限といいますか、責任を負っていただく場合には、課長補佐、事務局長補佐ってこともありますけれども、そうでない場合、例えば役職定年の方は、複数名になってきた場合なんかで、特命の業務をやっていただくとか、そういう場合には参事であったり、場合によっては、この主幹であったりとかって、それぞれの使い分けというところなんですけれども、それぞれ何ですかね、任用っていうんですか、そういう可能性はあるかと思っております。

○議長（深澤守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） そうだと私も思いましたので、説明のときに、ある意味、政策的な特命的な参事という、それはもちろんですけれども、そういった今の役職定年、これからのという中で、こういった参事の格付をしたという説明も私はしていただきたかったなということで、質問させていただきました。

○議長（深澤守君） 回答はよろしいですか。

○3番（高橋良延君） はい。

○議長（深澤守君） 他に質疑はありませんか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤守君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言する人なし)

○議長（深澤守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

菜野君

○2番（菜野良枝君） 私は本案に賛成いたします。本案は、松崎町幼稚園の園長を松崎町の職員の先生が務める環境を整えるための条例改正であると理解します。松崎幼稚園の園児がより安心して通園ができ、安全に幼稚園で過ごすことができ、保護者にもより安心してお子さんを預けることができるようになると思います。一方で、園長を新しく務められる先生には、より重い責任がかかってきますので、大変だと思いますが、頑張っていたいただきたいとの思いを添えて、賛成いたします。

○議長（深澤守君） 本案に対する賛成討論の発言を許します。

小林君。

○6番（小林克己君） 本案に賛成いたします。職務の級をしっかりと区分することにより、責任が明確にされます。また、働きやすい職場への1歩としての条例改正であると思ひ、この本案に対して賛成いたします。

○議長（深澤守君） 本案に対する賛成討論の発言を許します。

藤井君。

○1番（藤井昭一君） 私は、この法案に賛成いたします。幼稚園教諭の仕事というのは、子供の成長をサポートする大変重要な教育でございます。しっかりと評価をされるべき仕事であると思ひ、これまで幼稚園の先生は主任までということだったんですが、現場の人の中から、園長になる。これはある意味当たり前と思ひますが、それができていなかったということだと思ひます。これは幼稚園の先生の地位の向上にも繋がることだと思ひますので、私は、この法案に賛成いたします。

○議長（深澤守君） 本案に対する賛成討論の発言を許します。

藤井君。

○8番（藤井要君） 私は本案に賛成いたします。賛成いたしますが、これは今日上がってきたのは、松崎町職員の給与に関する条例のことであり、5級のところの参事や課長補佐、事務局長補佐、主幹、園長、館長及び困難な業務を行う主任教諭の職務の関係を賛成討論とか、そういう議論しているかであり、園長さんが今ここにですね名前が出ましたけれども、全体的なことであり、園長さんだけではないということ、皆さん、ご記憶つつうか、ご承認した中でや

ってもらいたいなと思います。私は本案には賛成いたします。

○議長（深澤守君） 本案に対する賛成討論の発言を許します。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 先ほどからいろいろ賛成の意見がありましたので、私も本案に賛成でございます。ただ、役職はたくさん増えたからといって、人を増やせばいいということではありませんので、人事の適正な、配置、適正な人を適正なところに配置するというのは、これは原則でありますので、そうされることを期待いたしまして賛成いたします。

○議長（深澤守君） 本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する人なし）

○議長（深澤守君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第41号、松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤守君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（午前 9時40分）

◎閉会の宣告

○議長（深澤守君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

これにて、令和6年松崎町議会第2回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時40分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

松崎町議会議長

松崎町議会議員

松崎町議会議員